

国民健康保険と後期高齢者医療制度のお知らせ

国民健康保険の方

令和7年7月末までに「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を郵送します。

マイナ保険証をお持ちの方

資格情報のお知らせを郵送します。

8月1日より「マイナ保険証」で医療機関等を受診してください。

マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書を郵送します。

8月1日より今回郵送する「資格確認書」で医療機関等を受診してください。

- ・ 現在お使いの被保険者証等の有効期限は、令和7年7月末までです。有効期限が切れた被保険者証等は、住民課へ返却するか各自破棄してください。
- ・ 世帯主あてに世帯の被保険者分の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を郵送します。
- ・ 70歳～74歳の方は、令和6年中の所得などによる判定で自己負担割合（2割または3割）が記載されています。

後期高齢者医療制度の方

マイナ保険証をお持ちでも、お持ちでなくても

資格確認書を郵送します。

8月1日より今回郵送する「資格確認書」またはお持ちの「マイナ保険証」どちらかで医療機関等を受診してください。

- ・ 現在お使いの被保険者証等の有効期限は、令和7年7月末までです。有効期限が切れた被保険者証等は、住民課へ返却するか各自破棄してください。
- ・ 被保険者それぞれに「資格確認書」を郵送します。

●「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

認定証をあらかじめ医療機関等の窓口に表示することで、1か月の医療費の支払いが一定額にとどまります。また、住民税非課税世帯の方は入院時の食事代*が減額になります。

国民健康保険加入者

- ・ 現在交付されている認定証の有効期限は、令和7年7月末までです。8月以降も認定証が必要な方は、8月1日以降に住民課国保年金係で申請をしてください。
- ・ 70歳～74歳の方で今年度の所得区分*が現役並み所得者Ⅲまたは一般に該当する方は、資格確認書が認定証を兼ねるため、申請は不要です。

マイナ保険証をお使いの方は、手続きすることなく限度額を超える支払いが免除されます。

後期高齢者医療制度加入者

- ・ 有効な認定証をお持ちの方は、申請することなく、限度区分が記載された資格確認書を郵送します。

※所得区分や食事代については、同封するパンフレットをご覧ください。

●保険税を滞納すると…

保険税を滞納すると、事前に通知を送付したうえで、特別療養費の支給対象となる場合があります。

特別療養費とは、医療機関等の窓口で10割自己負担した後、後日申請することにより、保険給付分の金額を支給する制度です。ただし、国保税の納期限から1年6か月滞納が続く場合には、払い戻す額の全部または一部の支払いを差し止めます。

対象の方のうち、マイナ保険証をお持ちではない方には「資格確認書（特別療養）」を、お持ちの方には「資格情報のお知らせ（特別療養）」を交付します。

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎0285(56)9134

町政70周年記念事業

「未来の上三川町をデザインしよう!学生向けまちづくりワークショップを開催」

町政70周年を記念し、次代を担う10代20代の皆さんを対象とした、まちづくりワークショップを開催します。

テーマは「30年後、どんな上三川町になってほしい?」です。

30年後、町政100周年の上三川町はどんな町になってほしいですか?未来の町について参加者みんなで語り合い、アイデアを出し合ってみませんか?皆さんの斬新なアイデアが町の未来を大きく変えるかもしれません。たくさんのご参加をお待ちしています!

- ▶ 日 時 = 8月2日(土)午後1時30分～4時30分(予定)
- ▶ 場 所 = ORIGAMIプラザ 学習室2
- ▶ 参 加 料 = 無料
- ▶ 対 象 = 町内在住・在学の学生(12歳以上22歳まで)
- ▶ 定 員 = 30名(先着順)
- ▶ 申 込 方 法 = 申込フォームまたは町ホームページからお申込みください。
- ▶ 申 込 期 限 = 令和7年7月18日(金)(定員になり次第受付終了)



申込フォーム

▶問い合わせ先=都市建設課 都市計画係 ☎0285(56)9140

空家、空地 どうなっていますか?

相続した実家や、誰も使わなくなった土地、そのままにいませんか?早めに対策しないと、損してしまうかも!管理不足で周辺住民から苦情が来たり、行政指導の対象になる可能性も!? そうなる前に、売却を見据えて一度ご相談を!とちみなら相談も査定も無料です!

「ノーブルホーム」のグループ会社

とちぎ未来開発(株) 栃木市箱森町 36-17 ☎0282-24-5687



広告